

# 四半期報告書

(第106期第2四半期)

自 平成23年7月1日  
至 平成23年9月30日

株式会社京葉銀行

(E 0 3 6 4 1)

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社京葉銀行

# 目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	13
1 株式等の状況	13
(1) 株式の総数等	13
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	15
(4) ライツプランの内容	15
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(6) 大株主の状況	15
(7) 議決権の状況	16
2 役員の状況	16
第4 経理の状況	17
1 中間連結財務諸表	18
(1) 中間連結貸借対照表	18
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	19
中間連結損益計算書	19
中間連結包括利益計算書	20
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	21
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	23
2 その他	46
3 中間財務諸表	47
(1) 中間貸借対照表	47
(2) 中間損益計算書	49
(3) 中間株主資本等変動計算書	50
4 その他	61
第二部 提出会社の保証会社等の情報	62

中間監査報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月17日
【四半期会計期間】	第106期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社京葉銀行
【英訳名】	The Keiyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 小島 信夫
【本店の所在の場所】	千葉市中央区富士見1丁目11番11号
【電話番号】	043（222）2121（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 熊谷 俊行
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号 日本橋室町野村ビル 株式会社京葉銀行 東京事務所
【電話番号】	03（3279）3321（代表）
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 三橋 茂樹
【縦覧に供する場所】	株式会社京葉銀行 東京支店 （東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号 日本橋室町野村ビル） 株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

##### （1）最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度中間 連結会計期間	平成22年度中間 連結会計期間	平成23年度中間 連結会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	37,228	40,095	39,564	74,439	79,833
連結経常利益	百万円	7,511	11,249	13,168	17,963	19,816
連結中間純利益	百万円	4,559	6,652	7,614	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	10,714	11,545
連結中間包括利益	百万円	—	11,155	11,499	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	8,930
連結純資産額	百万円	177,490	194,173	200,948	184,147	190,823
連結総資産額	百万円	3,375,673	3,550,249	3,742,486	3,414,950	3,569,986
1株当たり純資産額	円	630.76	690.35	713.88	654.41	678.02
1株当たり中間純利益金額	円	16.30	23.80	27.24	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	38.32	41.30
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	27.24	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.2	5.4	5.3	5.3	5.3
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.98	11.34	11.42	10.96	11.35
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	△27,617	49,883	△14,095	△2,767	94,936
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	23,807	△44,040	△3,680	1,704	△67,082
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	△1,133	△1,129	△1,403	△2,259	△2,254
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	41,638	47,974	49,680	43,260	68,859
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,038 [861]	2,067 [1,018]	2,048 [1,020]	2,012 [1,066]	2,010 [1,017]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成21年度中間連結会計期間（平成21年9月）、平成22年度中間連結会計期間（平成22年9月）、平成21年度（平成22年3月）及び平成22年度（平成23年3月）の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額は潜在株式がないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、[中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権－中間期末(期末)少数株主持分]を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
7. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理をしております。

8. 平成21年度（平成22年3月）より、平均臨時従業員数にはグループ外の人材派遣会社からの派遣従業員を含めて記載しております。なお、平成21年度中間連結会計期間（平成21年9月）の同従業員を含めた平均臨時従業員数は1,070人であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第104期中	第105期中	第106期中	第104期	第105期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	36,835	39,639	39,230	73,581	78,940
経常利益	百万円	7,530	11,187	12,949	17,917	19,557
中間純利益	百万円	4,600	6,648	7,591	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	10,744	11,547
資本金	百万円	49,759	49,759	49,759	49,759	49,759
発行済株式総数	千株	290,855	290,855	290,855	290,855	290,855
純資産額	百万円	175,537	192,149	198,709	182,120	188,689
総資産額	百万円	3,372,434	3,547,081	3,739,288	3,411,683	3,566,970
預金残高	百万円	3,138,103	3,295,662	3,453,519	3,172,056	3,316,773
貸出金残高	百万円	2,260,928	2,372,063	2,458,202	2,338,814	2,420,859
有価証券残高	百万円	851,067	934,690	957,207	877,947	946,323
1株当たり中間純利益金額	円	16.45	23.78	27.15	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	38.42	41.30
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	—	27.15	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	4.00	4.00	5.00	8.00	9.00
自己資本比率	%	5.2	5.4	5.3	5.3	5.2
単体自己資本比率（国内基準）	%	10.87	11.23	11.30	10.85	11.23
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,982 [349]	2,014 [938]	2,005 [936]	1,959 [984]	1,966 [937]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2. 自己資本比率は、[中間期末（期末）純資産の部合計－中間期末（期末）新株予約権]を中間期末（期末）資産の部の合計で除して算出しております。  
3. 平成21年9月、平成22年9月、平成22年3月、平成23年3月の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額は潜在株式がないため記載しておりません。  
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。  
5. 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。  
6. 平成22年3月より、平均臨時従業員数には、人材派遣会社からの派遣従業員を含めて記載しております。なお、平成21年9月の同従業員を含めた平均臨時従業員数は989人であります。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の金融経済情勢を顧みますと、世界経済はギリシャをはじめとする欧州債務問題や米国債の格下げ、さらには中国など新興国における金融引き締めの影響などから、景気の失速懸念が高まりつつあります。

わが国経済においては、サプライチェーンの立て直しや各種の政策効果などを背景に、景気に持ち直しの動きがみられていますが、電力供給の制約や歴史的な円高の影響により産業の空洞化が懸念されているほか、不透明感が増している海外経済の動向によっては、景気が下振れするリスクも存在しています。

当行の経営基盤であります千葉県経済においても、震災の影響などにより県内主要観光施設の客数が大幅に減少したほか、雇用・所得環境が依然として厳しい状況にあるなど、引き続き今後の景気動向には注視が必要であります。

こうした環境の中、当第2四半期連結累計期間の連結経営成績は以下の通りとなりました。

#### (損益)

経常収益は、市場金利が低位安定し資金利鞘の縮小傾向が続く中、預金、貸出金及び有価証券の残高が順調に伸び資金利益が増加したほか、貸倒引当金の取崩超過による貸倒引当金戻入益を計上したものの、国債等債券売却益が減少したことにより前年同期比5億30百万円減少の395億64百万円となりました。

経常費用は、店舗や情報機器等への設備投資を積極的に進めていることに伴う経費が増加したものの、資金調達費用や与信コストが減少したことにより前年同期比24億49百万円減少し263億96百万円となりました。

この結果、経常利益は19億19百万円増加し131億68百万円、中間純利益は9億61百万円増加し76億14百万円となりました。

#### (預金)

店舗リニューアルや、先進的なATM・貸金庫サービスがお客様にご支持をいただいております、当第2四半期連結会計期間末の預金残高は年金振込等による個人預金を中心に平成23年3月末比1,367億円増加し3兆4,526億円となりました。

#### (貸出金)

新規法人開拓に努め、県内中小企業向け貸出を積極的に推進すると同時に、住宅ローンの推進に取り組んだ結果、当第2四半期連結会計期間末の貸出金残高は平成23年3月末比372億円増加し2兆4,578億円となりました。

#### (有価証券)

預金残高が大きく伸びていることから、その運用手段として国債を中心とする堅実な運用に取組み、当第2四半期連結会計期間末の有価証券残高は平成23年3月末比108億円増加し9,582億円となりました。

#### (自己資本比率)

国内基準による連結自己資本比率は、11.42%、単体自己資本比率は11.30%となりました。

① 国内・国際業務部門別収支

国内業務部門は、資金運用収支が前第2四半期連結累計期間比2億22百万円増加し296億89百万円、役員取引等収支が前第2四半期連結累計期間比3億2百万円減少し19億26百万円、その他業務収支が前第2四半期連結累計期間比9億38百万円減少し8億15百万円となりました。

国際業務部門は、資金運用収支が前第2四半期連結累計期間比78百万円増加し2億76百万円、役員取引等収支が前第2四半期連結累計期間比0百万円増加し3百万円、その他業務収支が前第2四半期連結累計期間比21百万円減少し3億86百万円となりました。

以上により合計では、資金運用収支が前第2四半期連結累計期間比3億円増加し299億66百万円、役員取引等収支が前第2四半期連結累計期間比3億2百万円減少し19億29百万円、その他業務収支が前第2四半期連結累計期間比9億59百万円減少し12億1百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	29,466	198	—	29,665
	当第2四半期連結累計期間	29,689	276	—	29,966
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	31,715	265	24	31,957
	当第2四半期連結累計期間	31,172	351	22	31,501
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	2,248	66	24	2,291
	当第2四半期連結累計期間	1,482	74	22	1,535
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,228	3	—	2,231
	当第2四半期連結累計期間	1,926	3	—	1,929
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,363	39	—	4,403
	当第2四半期連結累計期間	4,223	36	—	4,259
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,135	36	—	2,171
	当第2四半期連結累計期間	2,297	32	—	2,329
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,753	407	—	2,160
	当第2四半期連結累計期間	815	386	—	1,201
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	3,075	407	—	3,483
	当第2四半期連結累計期間	1,196	386	—	1,582
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	1,322	—	—	1,322
	当第2四半期連結累計期間	381	—	—	381

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。



② 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比1億43百万円減少し42億59百万円となりました。役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比1億58百万円増加し23億29百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,363	39	—	4,403
	当第2四半期連結累計期間	4,223	36	—	4,259
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,097	—	—	1,097
	当第2四半期連結累計期間	1,091	—	—	1,091
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,214	34	—	1,249
	当第2四半期連結累計期間	1,177	30	—	1,208
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	648	—	—	648
	当第2四半期連結累計期間	691	—	—	691
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	475	—	—	475
	当第2四半期連結累計期間	338	—	—	338
うち保護預り・貸金 庫業務	前第2四半期連結累計期間	438	—	—	438
	当第2四半期連結累計期間	420	—	—	420
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	14	0	—	14
	当第2四半期連結累計期間	13	0	—	13
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,135	36	—	2,171
	当第2四半期連結累計期間	2,297	32	—	2,329
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	240	28	—	269
	当第2四半期連結累計期間	231	24	—	256

(注) 1. 「国内業務部門」は、当行(外国為替取引を除く)及び連結子会社(海外取引を除く)であります。

2. 「国際業務部門」は、当行の外国為替取引及び連結子会社の海外取引であります。

③ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,277,288	17,604	—	3,294,892
	当第2四半期連結会計期間	3,432,701	19,978	—	3,452,680
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,523,033	—	—	1,523,033
	当第2四半期連結会計期間	1,651,324	—	—	1,651,324
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,745,631	—	—	1,745,631
	当第2四半期連結会計期間	1,770,311	—	—	1,770,311
うちその他	前第2四半期連結会計期間	8,623	17,604	—	26,227
	当第2四半期連結会計期間	11,065	19,978	—	31,043
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	9,129	—	—	9,129
	当第2四半期連結会計期間	9,413	—	—	9,413
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,286,417	17,604	—	3,304,021
	当第2四半期連結会計期間	3,442,115	19,978	—	3,462,094

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金

④ 貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高（百万円）	構成比（%）	貸出金残高（百万円）	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	2,371,659	100.00	2,457,810	100.00
製造業	160,262	6.76	156,606	6.37
農業, 林業	2,936	0.12	2,868	0.12
漁業	1,433	0.06	1,254	0.05
鉱業, 採石業, 砂利採取業	6,209	0.26	5,922	0.24
建設業	135,753	5.73	141,285	5.75
電気・ガス・熱供給・水道業	15,792	0.67	16,161	0.66
情報通信業	9,996	0.42	16,940	0.69
運輸業, 郵便業	56,767	2.39	67,836	2.76
卸売業, 小売業	188,354	7.94	193,584	7.88
金融業, 保険業	90,732	3.83	80,363	3.27
不動産業, 物品賃貸業	522,078	22.01	537,363	21.86
各種サービス業	234,074	9.87	226,519	9.22
地方公共団体	91,309	3.85	92,231	3.75
その他	855,959	36.09	918,871	37.38
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,371,659	—	2,457,810	—

(注)「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、140億円のマイナス（前年同期比639億円減）となりました。これは主に、コールローンの増加によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、36億円のマイナス（前年同期比403億円増）となりました。これは主に、有価証券取得によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、14億円のマイナス（前年同期比2億円減）となりました。

以上により、「現金及び現金同等物」の当第2四半期連結会計期間末の残高は496億円（前年同期比17億円増）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項なし。

(5) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの従業員数に著しい変動はありません。

(6) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの主要な設備の状況及び計画に著しい変動及び変更はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	34,008	33,057	△951
経費 (除く臨時処理分)	17,573	18,207	633
人件費	8,208	8,340	131
物件費	8,341	8,753	412
税金	1,023	1,113	89
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	16,435	14,849	△1,585
一般貸倒引当金繰入額	587	—	△587
業務純益	15,847	14,849	△997
うち債券関係損益	1,973	1,027	△946
臨時損益	△4,660	△1,899	2,760
株式等関係損益	△3,090	△2,910	179
不良債権処理額	868	230	△638
貸出金償却	1	0	△0
個別貸倒引当金繰入額	629	—	△629
偶発損失引当金繰入額	40	69	28
貸出債権流動化・売却損	△19	△8	11
信用保証協会責任共有制度負担金	216	168	△47
貸倒引当金戻入益	—	2,052	2,052
償却債権取立益	—	16	16
その他臨時損益	△701	△827	△126
経常利益	11,187	12,949	1,762
特別損益	△61	△79	△17
うち固定資産処分損益	△65	△79	△13
税引前中間純利益	11,125	12,870	1,744
法人税、住民税及び事業税	3,700	3,372	△328
法人税等調整額	776	1,906	1,130
法人税等合計	4,477	5,278	801
中間純利益	6,648	7,591	943

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費 (除く臨時処理分) －一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却

5. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

## 2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.86	1.75	△0.11
（イ）貸出金利回	2.10	1.96	△0.14
（ロ）有価証券利回	1.53	1.54	0.01
(2) 資金調達原価 ②	1.19	1.12	△0.07
（イ）預金等利回	0.13	0.08	△0.05
（ロ）経費率	1.05	1.04	△0.01
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.67	0.63	△0.04

（注）「国内業務部門」とは、対非居住者取引を除く円建諸取引であります。

## 3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん 償却前)	17.51	15.29	△2.22
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	17.51	15.29	△2.22
業務純益ベース	16.89	15.29	△1.60
中間純利益ベース	7.08	7.81	0.73

## 4. 預金・貸出金の状況（単体）

### （1）預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	3,295,662	3,453,519	157,856
預金（平残）	3,260,601	3,404,964	144,362
貸出金（末残）	2,372,063	2,458,202	86,139
貸出金（平残）	2,354,133	2,444,416	90,283

### （2）個人・法人別預金残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	2,677,475	2,790,419	112,943
法人	618,187	663,100	44,913
合計	3,295,662	3,453,519	157,856

（注）譲渡性預金を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	845,016	910,822	65,806
住宅ローン残高	805,314	875,213	69,899
その他ローン残高	39,701	35,608	△4,092

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	1,909,760	1,993,424	83,664
総貸出金残高 ②	百万円	2,372,063	2,458,202	86,139
中小企業等貸出金比率 ①/②	%	80.51	81.09	0.58
中小企業等貸出先件数 ③	件	119,165	118,184	△981
総貸出先件数 ④	件	119,483	118,502	△981
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	%	99.73	99.73	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人）以下の企業等であります。

## 5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	8	35	8	50
保証	3,434	14,521	2,982	12,638
計	3,442	14,557	2,990	12,688

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日	
		金額(百万円)	金額(百万円)	
基本的項目 (Tier 1)	資本金	49,759	49,759	
	うち非累積的永久優先株	—	—	
	新株式申込証拠金	—	—	
	資本剰余金	39,731	39,730	
	利益剰余金	88,962	98,959	
	自己株式(△)	5,251	5,264	
	自己株式申込証拠金	—	—	
	社外流出予定額(△)	1,115	1,394	
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	
	為替換算調整勘定	—	—	
	新株予約権	—	29	
	連結子法人等の少数株主持分	1,185	1,373	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
	営業権相当額(△)	—	—	
	のれん相当額(△)	—	—	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—		
計	(A)	173,271	183,193	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,276	5,276	
	一般貸倒引当金	9,395	5,304	
	負債性資本調達手段等	—	—	
	うち永久劣後債務(注2)	—	—	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—	
	計	14,671	10,580	
うち自己資本への算入額	(B)	14,671	10,580	
控除項目	控除項目(注4)	(C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	187,943	193,774
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,518,670	1,557,276	
	オフ・バランス取引等項目	13,950	11,838	
	信用リスク・アセットの額	(E)	1,532,620	1,569,114
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G) / 8%	(F)	123,992	126,521
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	9,919	10,121
	計(E) + (F)	(H)	1,656,613	1,695,636
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		11.34	11.42	
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		10.45	10.80	

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	49,759	49,759
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	39,704	39,704
	その他資本剰余金	13	12
	利益準備金	10,055	10,055
	その他利益剰余金	78,090	88,064
	その他	—	—
	自己株式（△）	5,238	5,250
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	1,118	1,397
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	—	29
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	計（A）	171,266	180,977
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,276	5,276
	一般貸倒引当金	9,317	5,243
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	14,593	10,519
うち自己資本への算入額（B）	14,593	10,519	
控除項目	控除項目（注4）（C）	—	—
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	185,860	191,497
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,516,507	1,555,136
	オフ・バランス取引等項目	13,950	11,838
	信用リスク・アセットの額（E）	1,530,457	1,566,974
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（G）／8%（F）	123,833	126,394
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	9,906	10,111
	計（E）＋（F）（H）	1,654,290	1,693,369
単体自己資本比率（国内基準）＝D／H×100（%）		11.23	11.30
（参考）Tier 1 比率＝A／H×100（%）		10.35	10.68

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のもに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	139	128
危険債権	215	314
要管理債権	27	29
正常債権	23,546	24,289



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	790,029,000
計	790,029,000

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年11月17日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	290,855,716	同 左	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定 のない当行における 標準となる株式 単元株式数1,000株
計	290,855,716	同 左	——	——

##### (2)【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年6月29日
新株予約権の数(個)	2,945個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	——
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	294,500株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年7月21日～平成53年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 397円 資本組入額 199円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、 当行取締役会の決議による承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	——
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注1) 新株予約権の1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当行が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(注3) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記（1）にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記（注4）の組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注4) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注2）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
上記（注3）に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当行は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当行が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	290,855	—	49,759,816	—	39,704,754

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	30,859	10.60
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	12,619	4.33
株式会社千葉銀行	千葉市中央区千葉港1番2号	12,213	4.19
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	10,018	3.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	9,281	3.19
京葉銀行職員持株会	千葉市中央区富士見1丁目11番11号	8,324	2.86
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	7,122	2.44
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	6,341	2.18
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	5,682	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	5,311	1.82
計	—————	107,771	37.05

(注) 当行は平成23年9月30日現在、自己株式を11,324千株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,324,000	—	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株式 単元株式数1,000株
	(相互保有株式) 普通株式 570,000	—	同上
完全議決権株式 (その他)	普通株式 276,607,000	276,607	同上
単元未満株式	普通株式 2,354,716	—	1単元 (1,000株) 未満の株
発行済株式総数	290,855,716	—	—
総株主の議決権	—	276,607	—

(注) 上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が2個含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社京葉銀行	千葉市中央区富士見 1丁目11番11号	11,324,000	—	11,324,000	3.89
(相互保有株式) 株式会社京葉銀カード	千葉市中央区本町 3丁目2番6号	570,000	—	570,000	0.19
計	—	11,894,000	—	11,894,000	4.08

## 2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

#### 第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	70,560	51,310
コールローン及び買入手形	48,150	193,058
商品有価証券	1,145	1,323
有価証券	※7, ※11 947,380	※7, ※11 958,272
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,420,520	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,457,810
外国為替	※5 1,934	※5 1,460
その他資産	※7 14,528	※7 13,419
有形固定資産	※9, ※10 52,321	※9, ※10 54,613
無形固定資産	202	205
繰延税金資産	14,856	10,333
支払承諾見返	13,393	12,688
貸倒引当金	△15,009	△12,011
資産の部合計	3,569,986	3,742,486
<b>負債の部</b>		
預金	※7 3,315,921	※7 3,452,680
譲渡性預金	7,664	9,413
借入金	※7 6,371	※7 32,481
外国為替	90	46
その他負債	13,440	12,855
賞与引当金	1,227	1,245
役員賞与引当金	80	40
退職給付引当金	12,937	12,547
役員退職慰労引当金	565	9
利息返還損失引当金	37	31
睡眠預金払戻損失引当金	290	286
偶発損失引当金	696	766
再評価に係る繰延税金負債	※9 6,447	※9 6,447
支払承諾	13,393	12,688
負債の部合計	3,379,163	3,541,538
<b>純資産の部</b>		
資本金	49,759	49,759
資本剰余金	39,731	39,730
利益剰余金	92,739	98,959
自己株式	△5,260	△5,264
株主資本合計	176,969	183,185
その他有価証券評価差額金	7,255	11,056
土地再評価差額金	※9 5,279	※9 5,279
その他の包括利益累計額合計	12,535	16,336
新株予約権	—	29
少数株主持分	1,318	1,397
純資産の部合計	190,823	200,948
負債及び純資産の部合計	3,569,986	3,742,486

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	40,095	39,564
資金運用収益	31,957	31,501
(うち貸出金利息)	24,957	24,119
(うち有価証券利息配当金)	6,855	7,244
役務取引等収益	4,403	4,259
その他業務収益	3,483	1,582
その他経常収益	252	※1 2,220
経常費用	28,845	26,396
資金調達費用	2,291	1,535
(うち預金利息)	2,283	1,521
役務取引等費用	2,171	2,329
その他業務費用	1,322	381
営業経費	17,519	18,141
その他経常費用	※2 5,541	※2 4,008
経常利益	11,249	13,168
特別利益	7	—
固定資産処分益	1	—
償却債権取立益	6	—
特別損失	66	79
固定資産処分損	66	79
税金等調整前中間純利益	11,190	13,088
法人税、住民税及び事業税	3,773	3,455
法人税等調整額	744	1,939
法人税等合計	4,517	5,395
少数株主損益調整前中間純利益	6,672	7,693
少数株主利益	19	79
中間純利益	6,652	7,614

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	6,672	7,693
その他の包括利益	4,483	3,805
その他有価証券評価差額金	4,483	3,805
中間包括利益	11,155	11,499
親会社株主に係る中間包括利益	11,157	11,415
少数株主に係る中間包括利益	△2	83



## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	49,759	49,759
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	49,759	49,759
資本剰余金		
当期首残高	39,731	39,731
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	39,731	39,730
利益剰余金		
当期首残高	83,425	92,739
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,116	△1,394
中間純利益	6,652	7,614
当中間期変動額合計	5,536	6,219
当中間期末残高	88,962	98,959
自己株式		
当期首残高	△5,243	△5,260
当中間期変動額		
自己株式の取得	△11	△5
自己株式の処分	3	1
当中間期変動額合計	△8	△3
当中間期末残高	△5,251	△5,264
株主資本合計		
当期首残高	167,673	176,969
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,116	△1,394
中間純利益	6,652	7,614
自己株式の取得	△11	△5
自己株式の処分	3	1
当中間期変動額合計	5,528	6,215
当中間期末残高	173,201	183,185

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	9,981	7,255
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,505	3,800
当中間期変動額合計	4,505	3,800
当中間期末残高	14,486	11,056
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	5,279	5,279
<b>当中間期変動額</b>		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	5,279	5,279
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	15,260	12,535
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,505	3,800
当中間期変動額合計	4,505	3,800
当中間期末残高	19,765	16,336
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	—	—
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	29
当中間期変動額合計	—	29
当中間期末残高	—	29
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	1,212	1,318
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△6	78
当中間期変動額合計	△6	78
当中間期末残高	1,206	1,397
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	184,147	190,823
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△1,116	△1,394
中間純利益	6,652	7,614
自己株式の取得	△11	△5
自己株式の処分	3	1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,498	3,908
当中間期変動額合計	10,026	10,124
当中間期末残高	194,173	200,948

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	11,190	13,088
減価償却費	1,396	1,613
貸倒引当金の増減(△)	1,049	△2,998
賞与引当金の増減額(△は減少)	18	18
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△30	△40
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△241	△390
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△9	△556
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△2	△5
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	12	△3
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	40	69
資金運用収益	△25,101	△24,257
資金調達費用	2,291	1,535
有価証券関係損益(△)	△5,781	△5,373
為替差損益(△は益)	475	556
固定資産処分損益(△は益)	65	79
貸出金の純増(△)減	△33,174	△37,289
預金の純増減(△)	123,605	136,758
譲渡性預金の純増減(△)	433	1,749
借入金の純増減(△)	1,499	26,109
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	242	70
コールローン等の純増(△)減	△47,296	△144,907
外国為替(資産)の純増(△)減	△294	473
外国為替(負債)の純増減(△)	52	△43
資金運用による収入	25,282	24,417
資金調達による支出	△2,808	△2,323
その他	△748	1,310
小計	52,168	△10,338
法人税等の支払額	△2,284	△3,756
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,883	△14,095
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△146,293	△47,581
有価証券の売却による収入	83,602	23,223
有価証券の償還による収入	13,187	17,582
投資活動としての資金運用による収入	6,855	7,156
有形固定資産の取得による支出	△2,064	△3,950
有形固定資産の売却による収入	731	—
無形固定資産の取得による支出	—	△3
その他	△58	△106
投資活動によるキャッシュ・フロー	△44,040	△3,680

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△1,116	△1,394
少数株主への配当金の支払額	△4	△4
自己株式の取得による支出	△11	△5
自己株式の売却による収入	3	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,129	△1,403
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,714	△19,178
現金及び現金同等物の期首残高	43,260	68,859
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 47,974	※1 49,680

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 連結子会社	4 社
主要な会社名 株式会社京葉銀オフィスサービス 株式会社京葉銀キャリアサービス	
(2) 非連結子会社	該当事項なし。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 持分法適用の非連結子会社	該当事項なし。
(2) 持分法適用の関連会社	該当事項なし。
(3) 持分法非適用の非連結子会社	該当事項なし。
(4) 持分法非適用の関連会社	該当事項なし。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。	
9月末日	4 社

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当中間連結会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年9月30日)

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,333百万円（前連結会計年度末は16,679百万円）であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

<p>当中間連結会計期間  (自 平成23年4月1日  至 平成23年9月30日)</p>
<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準  役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>(10) 利息返還損失引当金の計上基準  利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積り計上しております。</p>
<p>(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(12) 偶発損失引当金の計上基準  偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>
<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準  当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(14) リース取引の処理方法  当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
<p>(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(16) 消費税等の会計処理  当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【追加情報】

<p>当中間連結会計期間  (自 平成23年4月1日  至 平成23年9月30日)</p>
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,550百万円、延滞債権額は34,161百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は536百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,057百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,306百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,993百万円であります。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、7,312百万円であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,961百万円、延滞債権額は40,242百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は503百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,576百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,284百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,129百万円であります。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、7,035百万円であります。</p>



前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																				
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>7,656百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1,994百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>6,370百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券136,003百万円及びその他資産102百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,831百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、662,169百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">15,521百万円</p>	担保に供している資産		有価証券	7,656百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,994百万円	借入金	6,370百万円	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>33,792百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,270百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>32,480百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券112,263百万円及びその他資産92百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,904百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、649,927百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">16,070百万円</p>	担保に供している資産		有価証券	33,792百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,270百万円	借入金	32,480百万円
担保に供している資産																					
有価証券	7,656百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	1,994百万円																				
借入金	6,370百万円																				
担保に供している資産																					
有価証券	33,792百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	2,270百万円																				
借入金	32,480百万円																				

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
※10. 有形固定資産の減価償却累計額 45,041百万円 ※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,010百万円であります。	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 44,420百万円 ※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,810百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
———	※1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益1,952百万円及び償却債権取立益19百万円を含んでおります。
※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,458百万円、株式等売却損2,382百万円及び株式等償却708百万円を含んでおります。	※2. その他経常費用には、株式等売却損784百万円及び株式等償却2,126百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	290,855	—	—	290,855	
合計	290,855	—	—	290,855	
自己株式					
普通株式	11,318	26	7	11,337	※1、※2
合計	11,318	26	7	11,337	

※1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

※2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,118	4.0	平成22年3月31日	平成22年6月30日

※配当金の総額には、連結子会社が所有する当行株式への配当金が2百万円含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	1,118	利益剰余金	4.0	平成22年9月30日	平成22年11月25日

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当中間連結会計期間増加株式数（千株）	当中間連結会計期間減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	290,855	—	—	290,855	
合計	290,855	—	—	290,855	
自己株式					
普通株式	11,359	13	4	11,368	※1、※2
合計	11,359	13	4	11,368	

※1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

※2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—		29		
合計			—		29		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,397	5.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日

※配当金の総額には、連結子会社が所有する当行株式への配当金が2百万円含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	1,397	利益剰余金	5.0	平成23年9月30日	平成23年11月25日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （単位：百万円）	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （単位：百万円）
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 49,506	現金預け金勘定 51,310
日本銀行以外への預け金 $\Delta$ 1,532	日本銀行以外への預け金 $\Delta$ 1,629
現金及び現金同等物 47,974	現金及び現金同等物 49,680

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項なし。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額  
前連結会計年度 (平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	190	157	—	33
無形固定資産	133	113	—	19
合計	323	270	—	52

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	162	142	—	20
無形固定資産	133	124	—	8
合計	295	267	—	28

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	41	22
1年超	11	5
合計	52	28

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末 (連結会計年度末) 残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末 (連結会計年度末) 残高が有形固定資産の中間連結会計期間末 (連結会計年度末) 残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

リース資産に配分された減損損失はありません。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

リース資産に配分された減損損失はありません。

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	28	24
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	28	24
支払利息相当額	—	—
減損損失	—	—

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	249	249
1年超	3,075	2,956
合計	3,325	3,205

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	70,560	70,560	—
(2) コールローン及び買入手形	48,150	48,150	—
(3) 有価証券	946,451	950,464	4,013
満期保有目的の債券	81,319	85,332	4,013
その他有価証券	865,131	865,131	—
(4) 貸出金	2,420,520		
貸倒引当金(*)	△14,866		
	2,405,654	2,423,266	17,611
資 産 計	3,470,816	3,492,441	21,625
(1) 預金	3,315,921	3,317,505	1,584
(2) 譲渡性預金	7,664	7,664	—
負 債 計	3,323,585	3,325,170	1,584

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金は全て満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所における取引価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。自行保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式	788
②その他の証券	140
合 計	928

(注) 上記の有価証券については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

## II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	51,310	51,310	—
(2) コールローン及び買入手形	193,058	193,058	—
(3) 有価証券	957,346	962,985	5,639
満期保有目的の債券	86,636	92,276	5,639
その他有価証券	870,709	870,709	—
(4) 貸出金	2,457,810		
貸倒引当金(*)	△11,837		
	2,445,973	2,465,690	19,717
資 産 計	3,647,688	3,673,045	25,356
(1) 預金	3,452,680	3,454,023	1,343
(2) 譲渡性預金	9,413	9,413	—
負 債 計	3,462,094	3,463,437	1,343

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金預け金

預け金は全て満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所における取引価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。自行保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式	787
②その他の証券	139
合 計	926

(注) 上記の有価証券については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。



(有価証券関係)

※1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	51,084	54,562	3,478
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	12,635	13,121	486
	その他	10,600	10,659	59
	うち外国債券	10,600	10,659	59
	小計	74,319	78,342	4,023
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	7,000	6,989	△10
	うち外国債券	7,000	6,989	△10
	小計	7,000	6,989	△10
合計		81,319	85,332	4,013

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	8,673	6,868	1,804
	債券	641,767	618,735	23,032
	国債	501,696	483,908	17,787
	地方債	79,371	76,458	2,913
	短期社債	—	—	—
	社債	60,699	58,368	2,331
	その他	4,373	4,296	76
	うち外国債券	4,263	4,221	41
		小計	654,814	629,899
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	42,384	53,064	△10,679
	債券	166,323	168,303	△1,980
	国債	157,764	159,665	△1,900
	地方債	3,684	3,732	△48
	短期社債	—	—	—
	社債	4,873	4,905	△31
	その他	1,610	1,648	△38
	うち外国債券	1,610	1,648	△38
		小計	210,317	223,016
合計		865,131	852,916	12,215

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式4,144百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

## II 当中間連結会計期間

### 1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	51,081	56,127	5,046
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	12,056	12,676	619
	その他	10,600	10,679	79
	うち外国証券	10,600	10,679	79
	小計	73,737	79,483	5,745
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	12,899	12,792	△106
	うち外国証券	12,899	12,792	△106
	小計	12,899	12,792	△106
合計		86,636	92,276	5,639

### 2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,819	4,702	1,117
	債券	816,476	788,150	28,326
	国債	683,474	661,079	22,394
	地方債	68,912	65,752	3,159
	短期社債	—	—	—
	社債	64,090	61,318	2,771
	その他	6,481	6,214	266
	うち外国証券	6,481	6,214	266
	小計	828,777	799,067	29,710
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	40,123	51,215	△11,092
	債券	1,052	1,056	△3
	国債	—	—	—
	地方債	597	599	△2
	短期社債	—	—	—
	社債	455	456	△1
	その他	755	765	△10
	うち外国証券	755	765	△10
	小計	41,931	53,037	△11,106
合計		870,709	852,105	18,604

### 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式2,126百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

該当事項なし。

II 当中間連結会計期間

該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金 (平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	12,215
その他有価証券	12,215
(△) 繰延税金負債	4,939
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	7,275
(△) 少数株主持分相当額	19
その他有価証券評価差額金	7,255

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金 (平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	18,604
その他有価証券	18,604
(△) 繰延税金負債	7,523
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	11,080
(△) 少数株主持分相当額	23
その他有価証券評価差額金	11,056

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	39	—	△0	△0
	買建	108	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし。

(5) 商品関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

該当事項なし。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項なし。

## II 当中間連結会計期間

### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項なし。

#### (2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	0	—	0	0
	買建	53	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

#### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

#### (3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項なし。

#### (4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項なし。

#### (5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項なし。

#### (6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

該当事項なし。

### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項なし。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項なし。

II 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 29百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	株式会社京葉銀行2011年第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役15名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式294,500株
付与日	平成23年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成23年7月21日から平成53年7月20日まで
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	396円

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

I 前連結会計年度 (平成23年3月31日)

該当事項なし。

II 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

該当事項なし。

(賃貸等不動産関係)

I 前連結会計年度 (平成23年3月31日)

当連結会計年度末において、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

当中間連結会計期間末において、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行が営んでいる銀行業には、業種に特有の規制環境が存在するため、当行の事業を一つに集約し報告セグメントとしております。また、グループ各社が営む銀行業以外の事業については、重要性が乏しいことから、銀行業のみを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は経常利益であります。セグメント間の内部収益は外部顧客と同様の取引条件に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合 計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	39,614	480	40,095	—	40,095
セグメント間の内部経常収益	24	1,011	1,036	△1,036	—
計	39,639	1,492	41,131	△1,036	40,095
セグメント利益	11,187	71	11,259	△9	11,249
セグメント資産	3,547,081	6,579	3,553,660	△3,411	3,550,249
セグメント負債	3,354,932	4,465	3,359,397	△3,322	3,356,075
その他の項目					
減価償却費	1,390	5	1,396	—	1,396
資金運用収益	31,840	137	31,977	△20	31,957
資金調達費用	2,291	14	2,306	△15	2,291
特別利益	5	2	7	—	7
(固定資産処分益)	1	—	1	—	1
(償却債権取立益)	3	2	6	—	6
特別損失	66	0	66	—	66
(固定資産処分損)	66	0	66	—	66
税金費用	4,477	42	4,519	△1	4,517
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,056	8	2,064	—	2,064

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業務、人材派遣業務、クレジットカード業務、信用保証業務及び担保評価業務等であります。

3. 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額△9百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△3,411百万円は、当行の貸出金2,177百万円及び連結子会社の現金預け金1,161百万円の相殺消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△3,322百万円は、当行の預金770百万円及び譲渡性預金390百万円並びに連結子会社の借入金2,177百万円の相殺消去等であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行が営んでいる銀行業には、業種に特有の規制環境が存在するため、当行の事業を一つに集約し報告セグメントとしております。また、グループ各社が営む銀行業以外の事業については、重要性が乏しいことから、銀行業のみを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は経常利益であります。セグメント間の内部収益は外部顧客と同様の取引条件に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合 計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	39,208	356	39,564	—	39,564
セグメント間の内部経常収益	22	997	1,019	△1,019	—
計	39,230	1,353	40,583	△1,019	39,564
セグメント利益	12,949	220	13,170	△1	13,168
セグメント資産	3,739,288	6,358	3,745,647	△3,160	3,742,486
セグメント負債	3,540,578	4,011	3,544,590	△3,051	3,541,538
その他の項目					
減価償却費	1,608	4	1,613	—	1,613
資金運用収益	31,413	106	31,520	△18	31,501
資金調達費用	1,535	12	1,547	△12	1,535
特別損失	79	0	79	—	79
(固定資産処分損)	79	0	79	—	79
税金費用	5,278	114	5,393	1	5,395
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,941	12	3,954	—	3,954

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業務、人材派遣業務、クレジットカード業務、信用保証業務及び担保評価業務等であります。

3. 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額△1百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△3,160百万円は、当行の貸出金1,802百万円及び連結子会社の現金預け金1,255百万円の相殺消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△3,051百万円は、当行の預金839百万円及び譲渡性預金415百万円並びに連結子会社の借入金1,802百万円の相殺消去等であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。



**【関連情報】**

## I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 関連業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	25,210	10,417	4,467	40,095

（注）一般企業の売上に代えて、経常収益を記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 関連業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	24,368	8,976	6,219	39,564

（注）一般企業の売上に代えて、経常収益を記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

該当事項なし。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項なし。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	678.02	713.88

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	190,823	200,948
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,318	1,426
(うち新株予約権)	百万円	—	29
(うち少数株主持分)	百万円	1,318	1,397
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	189,504	199,521
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	279,496	279,487

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	23.80	27.24
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	6,652	7,614
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	6,652	7,614
普通株式の期中平均株式数	千株	279,526	279,492
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	27.24
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	30
うち新株予約権	千株	—	30
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

なお、前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	70,279	51,019
コールローン	48,150	193,058
商品有価証券	1,145	1,323
有価証券	※1, ※8, ※12 946,323	※1, ※8, ※12 957,207
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,420,859	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,458,202
外国為替	※6 1,934	※6 1,460
その他資産	※8 12,313	※8 10,920
有形固定資産	※10, ※11 52,311	※10, ※11 54,598
無形固定資産	198	198
繰延税金資産	14,630	10,143
支払承諾見返	13,393	12,688
貸倒引当金	△14,569	△11,533
資産の部合計	3,566,970	3,739,288
<b>負債の部</b>		
預金	※8 3,316,773	※8 3,453,519
譲渡性預金	8,055	9,829
借入金	※8 6,371	※8 32,481
外国為替	90	46
その他負債	11,502	10,814
未払法人税等	3,774	3,480
その他の負債	7,728	7,334
賞与引当金	1,224	1,241
役員賞与引当金	80	40
退職給付引当金	12,800	12,417
役員退職慰労引当金	556	—
睡眠預金払戻損失引当金	290	286
偶発損失引当金	696	766
再評価に係る繰延税金負債	※10 6,447	※10 6,447
支払承諾	13,393	12,688
負債の部合計	3,378,280	3,540,578

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	49,759	49,759
資本剰余金	39,717	39,717
資本準備金	39,704	39,704
その他資本剰余金	12	12
利益剰余金	91,925	98,119
利益準備金	10,055	10,055
その他利益剰余金	81,870	88,064
別途積立金	64,720	73,720
繰越利益剰余金	17,150	14,344
自己株式	△5,247	△5,250
株主資本合計	176,155	182,346
その他有価証券評価差額金	7,254	11,054
土地再評価差額金	※10 5,279	※10 5,279
評価・換算差額等合計	12,533	16,334
新株予約権	—	29
純資産の部合計	188,689	198,709
負債及び純資産の部合計	3,566,970	3,739,288

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
経常収益		39,639		39,230
資金運用収益		31,840		31,413
(うち貸出金利息)		24,843		24,032
(うち有価証券利息配当金)		6,853		7,243
役務取引等収益		4,220		4,067
その他業務収益		3,321		1,426
その他経常収益		257	※1	2,323
経常費用		28,452		26,280
資金調達費用		2,291		1,535
(うち預金利息)		2,283		1,521
役務取引等費用		2,154		2,314
その他業務費用		927		—
営業経費	※2	17,788	※2	18,425
その他経常費用	※3	5,289	※3	4,005
経常利益		11,187		12,949
特別利益		5		—
特別損失		66		79
税引前中間純利益		11,125		12,870
法人税、住民税及び事業税		3,700		3,372
法人税等調整額		776		1,906
法人税等合計		4,477		5,278
中間純利益		6,648		7,591

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	49,759	49,759
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	49,759	49,759
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	39,704	39,704
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	39,704	39,704
その他資本剰余金		
当期首残高	13	12
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	13	12
資本剰余金合計		
当期首残高	39,718	39,717
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	39,717	39,717
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	10,055	10,055
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,055	10,055
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	57,720	64,720
当中間期変動額		
別途積立金の積立	7,000	9,000
当中間期変動額合計	7,000	9,000
当中間期末残高	64,720	73,720
繰越利益剰余金		
当期首残高	14,840	17,150
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,118	△1,397
別途積立金の積立	△7,000	△9,000
中間純利益	6,648	7,591
当中間期変動額合計	△1,469	△2,805
当中間期末残高	13,370	14,344

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	82,615	91,925
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△1,118	△1,397
別途積立金の積立	—	—
中間純利益	6,648	7,591
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>5,530</b>	<b>6,194</b>
当中間期末残高	88,145	98,119
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△5,230	△5,247
<b>当中間期変動額</b>		
自己株式の取得	△11	△5
自己株式の処分	3	1
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>△8</b>	<b>△3</b>
当中間期末残高	△5,238	△5,250
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	166,862	176,155
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△1,118	△1,397
中間純利益	6,648	7,591
自己株式の取得	△11	△5
自己株式の処分	3	1
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>5,521</b>	<b>6,190</b>
当中間期末残高	172,384	182,346
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	9,978	7,254
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,506	3,800
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>4,506</b>	<b>3,800</b>
当中間期末残高	14,484	11,054
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	5,279	5,279
<b>当中間期変動額</b>		
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
当中間期末残高	5,279	5,279
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	15,257	12,533
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,506	3,800
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>4,506</b>	<b>3,800</b>
当中間期末残高	19,764	16,334

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	—	—
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	29
当中間期変動額合計	—	29
当中間期末残高	—	29
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	182,120	188,689
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	△1,118	△1,397
中間純利益	6,648	7,591
自己株式の取得	△11	△5
自己株式の処分	3	1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,506	3,829
当中間期変動額合計	10,028	10,019
当中間期末残高	192,149	198,709



【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 その他：3年～20年
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,751百万円（前事業年度末は16,125百万円）であります。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 54百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,531百万円、延滞債権額は33,998百万円であります。          なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。          また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は379百万円あります。          なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,057百万円あります。          なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,967百万円あります。          なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,993百万円あります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、7,312百万円あります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 54百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,940百万円、延滞債権額は40,076百万円あります。          なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。          また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は350百万円あります。          なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,576百万円あります。          なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は46,944百万円あります。          なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,129百万円あります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、7,035百万円あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="231 235 782 377"> <tr> <td>有価証券</td> <td>7,656百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1,994百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>6,370百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券136,003百万円及びその他資産102百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は2,798百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、650,144百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 15,521百万円</p>	有価証券	7,656百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,994百万円	借入金	6,370百万円	<p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="885 235 1436 377"> <tr> <td>有価証券</td> <td>33,792百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,270百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>32,480百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券112,263百万円及びその他資産92百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は2,871百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、636,278百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,070百万円</p>	有価証券	33,792百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,270百万円	借入金	32,480百万円
有価証券	7,656百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	1,994百万円																
借入金	6,370百万円																
有価証券	33,792百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	2,270百万円																
借入金	32,480百万円																

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※11. 有形固定資産の減価償却累計額 44,987百万円	※11. 有形固定資産の減価償却累計額 44,370百万円
※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,010百万円であります。	※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,810百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,390百万円	※1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益2,052百万円及び償却債権取立益16百万円を含んでおります。 ※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,608百万円
※3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,217百万円、株式等売却損2,382百万円及び株式等償却708百万円を含んでおります。	※3. その他経常費用には、株式等売却損784百万円及び株式等償却2,126百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)  
自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当中間会計期間増加株式数 (千株)	当中間会計期間減少株式数 (千株)	当中間会計期間末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	11,274	26	7	11,293	※1、※2
合計	11,274	26	7	11,293	

※1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

※2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによるものです。

II 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)  
自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当中間会計期間増加株式数 (千株)	当中間会計期間減少株式数 (千株)	当中間会計期間末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	11,315	13	4	11,324	※1、※2
合計	11,315	13	4	11,324	

※1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

※2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによるものです。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項なし。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額  
前事業年度 (平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	180	149	—	31
無形固定資産	133	113	—	19
合計	314	263	—	51

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	153	134	—	19
無形固定資産	133	124	—	8
合計	286	258	—	27

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	40	22
1年超	10	5
合計	51	27

(注) 未経過リース料中間会計期間末 (期末) 残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末 (期末) 残高が有形固定資産の中間会計期間末 (期末) 残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ リース資産減損勘定期末残高

前事業年度 (平成23年3月31日)

リース資産に配分された減損損失はありません。

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

リース資産に配分された減損損失はありません。

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	27	23
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	27	23
減損損失	—	—

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	249	249
1年超	3,075	2,956
合計	3,325	3,205

(有価証券関係)

I 前事業年度 (平成23年 3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	54
関連会社株式	—
合計	54

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当中間会計期間 (平成23年 9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	54
関連会社株式	—
合計	54

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

I 前事業年度 (平成23年 3月31日)

該当事項なし。

II 当中間会計期間 (平成23年 9月30日)

該当事項なし。



(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	23.78	27.15
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	6,648	7,591
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	6,648	7,591
普通株式の期中平均株式数	千株	279,570	279,536
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	27.15
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	30
うち新株予約権	千株	—	30
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

なお、前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

4【その他】

中間配当

平成23年10月31日開催の取締役会において、第106期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 1,397百万円  
1株当たりの中間配当金 5円00銭

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月17日

株式会社 京葉銀行

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 増田 正志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕男 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥谷 績 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京葉銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京葉銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月17日

株式会社 京葉銀行

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 増田 正志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕男 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥谷 績 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京葉銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第106期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京葉銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月17日
【会社名】	株式会社京葉銀行
【英訳名】	The Keiyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 小島 信夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	千葉県中央区富士見1丁目11番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社京葉銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号 日本橋室町野村ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取である小島 信夫は、当行の第106期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。